

千葉県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下、「温対法」という。)第37条の規定により、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに千葉県における地球温暖化対策の推進を図るための活動を推進する、千葉県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し必要事項を定める。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、温対法第37条第2項の規定により、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 自らの日常生活において、地球温暖化対策を実践する。
- (2) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について地域住民の理解を深めるため、あらゆる機会を捉えて、国及び県等が作成するパンフレット等の資料を活用した普及啓発活動を行う。
- (3) 地域住民の温室効果ガス削減に関する相談に応じ、指導及び助言など必要な対応をとる。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う地域住民に対し、実践的な取組方策や先進事例、環境に優しい商品や公的な支援施策の活用方法など、当該活動に資する情報の提供等を行う。
- (5) 国、県、市町村、千葉県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)が主催又は後援・協力する地球温暖化対策等の推進活動に協力する。
- (6) 推進員としての活動を通じて得た、地球温暖化対策に関する情報、事例、意見を、県やセンターなど関係機関に提供する。
- (7) 県やセンター等が実施する研修会や講演会などに積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努める。
- (8) 県やセンター等が実施する研修会や講演会などにおいて、県又はセンターの要請により、講演又は自らの活動や意見の発表を行う。

(推進員の要件)

第3条 推進員は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有し、自ら県内の地域住民等とともに自主的な活動を行うことができる者であり、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 千葉県内に居住、勤務又は在学する満18歳以上の者。
- (2) 第10条の規定による活動報告書を提出している推進員活動経験者又は別表に規定するいずれかの資格若しくは経歴を有する者。
- (3) 「地球温暖化」とは、温対法第2条に規定する「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象」であることを理解し、地球温暖化対策のため、県が行う施策に必要な協力ができる者。
- (4) 第11条で定める推進員の個人情報への取扱いに同意する者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)ではないこと。

(6) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(委 嘱)

第4条 知事は、前条に定める要件を全て満たし、委嘱を希望する者に対し、推進員を委嘱する。

(委嘱の期間)

第5条 推進員の委嘱期間は、委嘱の日から5年以内とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(推進員の身分等)

第6条 推進員はボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法(昭和25年法律第251号)第3条第3項に定める特別職の身分を有する者ではない。

(推進員証)

第7条 知事は、推進員を委嘱したときは、千葉県地球温暖化防止活動推進員証(以下「推進員証」という。)(別紙様式第1号)を交付するものとする。

2 推進員は、第2条に定める活動を行うときは、推進員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 推進員は、第9条による委嘱の取消しがあったときは、速やかに推進員証を知事に返却しなければならない。

(推進員の義務)

第8条 推進員は、推進員の地位を利用して営利活動、宗教活動及び政治活動を行ってはならない。

2 推進員は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。推進員でなくなった後もまた同様とする。

(委嘱の取消し)

第9条 知事は、推進員が次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他、知事が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

2 知事は、推進員が次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

(1) 推進員本人又はその代理人が委嘱の辞退を申し出たとき。

(2) 推進員が死亡したとき。

(3) 推進員が転居等により第3条第1号の要件を満たさなくなったとき。

(活動報告)

第10条 推進員は、毎年4月30日までに、前年度の活動状況を千葉県地球温暖化防止活動推進員活動報告書(別紙様式第2号)により知事に報告する。

(推進員の個人情報の取扱い)

第11条 知事は、地域住民等との連携を図るため、推進員の氏名及び居住市区町村を記載した推進員名簿を公表するものとする。

2 知事は、地球温暖化対策等の推進を目的に、推進員の氏名、住所、電話番号、電子

メールアドレスを、市町村長及びセンター長に提供できるものとする。

(活動費用の負担)

第12条 推進員はボランティアとして活動を行うものであり、県では推進員の活動に係る経費の負担は行わない。ただし、第2条第8号に定める活動を行う場合においては、県予算の範囲内で経費を負担できるものとする。

(庶務)

第13条 推進員に関する庶務は、環境生活部温暖化対策推進課において処理する。
なお、その遂行に当たっては、センターと十分な連携のもとに行うものとする。

(要綱の見直し)

第14条 この要綱は千葉県における地球温暖化対策の進捗よく状況等に応じ、適宜見直すことができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要と認める事項については、環境生活部長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成13年 9月21日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成14年 7月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月29日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により委嘱されている推進員の委嘱期間については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により委嘱されている推進員の委嘱要件については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

推進員の要件として認められる資格又は経歴

1	環境カウンセラー（平成8年9月5日環境庁告示 環境カウンセラー登録制度実施規定による）
2	うちエコ診断士又はうちエコ相談員（環境省「家庭エコ診断制度」におけるうちエコ診断実施要綱による）
3	知事が指定する研修、講習等を修了した者
4	その他、知事が認める資格等を有する者